紛争鉱物調査における 統一フォーマット「CMRT」の書き方

CMRT Rev.6.01

2020年6月 一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA) 責任ある鉱物調達検討会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。 責任ある鉱物調達対応におけるRMIの統一フォーマットについて、なるべく正確を期すよう努力しており ますが、必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

目次

- 1. 紛争鉱物調査について
- 2. CMRT Rev.6.01概要と今回の変更点
- 3. CMRT記入要領
 - 3.1 Declaration シート
 - 3.2 Smelter List シート
 - 3.3 Product List シート
 - 3.4 Checker シート
- 4. RMIウェブサイトの活用方法

付録:紛争鉱物調査関連の略語

JEITA

1. 紛争鉱物調査について -背景-

紛争鉱物(コンフリクト・ミネラル)調査とは、

米国金融規制改革法(通称ドッド・フランク法: DFA)に基づき、

米国上場企業に対し、2013年5月以降、

自社製品に使用される紛争鉱物#1が、

対象国#2 における武装勢力の資金源となっているかを把握し、

年次での情報開示を義務付けたことに起因する調査。

#1 紛争鉱物(3TG): 下記4金属(産出地には関係なく称する)

Tantalum(タンタル), Tin(スズ), Tungsten(タングステン), Gold(金)

#2 コンゴ民主共和国(DRC)及び周辺9ヶ国

EUにおいても、EU紛争鉱物規制として、2021年1月から、 EU内に紛争鉱物を、鉱石や未加工金属として輸入する企業に対し、 紛争地域および高リスク地域(CAHRAs^{#3})と定義される地域で、 OECD(経済協力開発機構) Annex II リスク^{#4}に関係しているかを把握し、 年次での報告書提出を義務付けたため、この観点でも調査が必要。

#3, #4 次ページ以降参照

1. 紛争鉱物調査について -OECD Annex II Risk-

OECD Annex II リスクとは、OECDが発行した

「<u>紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの</u> ためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」#1 の附属書 II に書かれたリスク。

(OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas #1)

OECD Annex II Risk:

- 1.鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害(児童労働など)
- 2. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
- 3.公的または民間の保安隊による不法行為(みかじめ料)
- 4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
- 5. 資金洗浄(マネーロンダリング)
- 6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い(脱税)

#1 OECDのHPから、中国語訳もダウンロード可能

http://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm

1. 紛争鉱物調査について -CAHRAS-

紛争地域及び高リスク地域 (CAHRAs#1)は、

武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの 有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2ヵ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

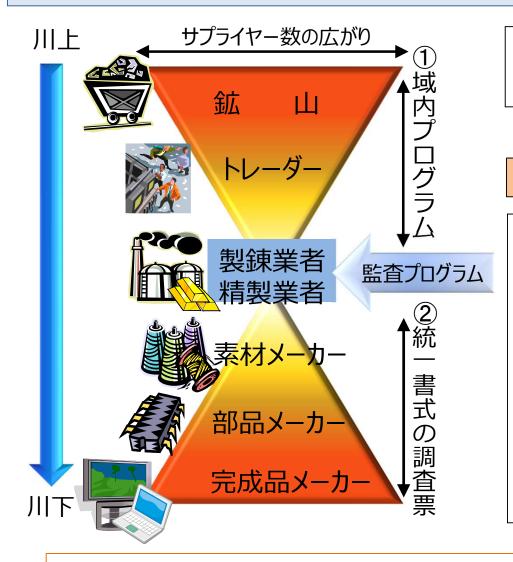
高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

ただし、上記は概念であり、EUは、2020/5/25時点、具体的にどこの地域が対象かは明確にしていない。一方、RMI#2は、少なくとも、DFAにおける対象国はCAHRAsと規定している。

#1 CAHRAs: Conflict-Affected and High-Risk Areas

#2 RMI : Responsible Minerals Initiative

1. 紛争鉱物調査について -業界標準調査プログラム-



個社が単独で3TGの原産地を調査すると、莫大なコストと時間が発生



調査プログラム

長いサプライチェーン階層の中で、比較的 数が少ない製錬業者の上下で2つに 分け、調査の効率化を図る。

- 製錬業者から川上は、域内プログラム (RMAP#1)により製錬業者を監査し、 製錬された鉱物の起源を判定
- ・製錬業者から川下は、調査票を統一 (CMRT#2)し、調査を効率化

#1 RMAP (Responsible Minerals Assurance Process)は、RMIによる責任ある鉱物保証プロセス #2 CMRT (Conflict Minerals Reporting Template)は、RMIが毎年改定して発行する共通フォーマット

1. 紛争鉱物調査について -多くの中国企業の場合-

米国に非上場の企業は、DFAに基づく情報開示義務はないものの、顧客の要請に 従い、自社製品における紛争鉱物調査を行い、報告する必要が生じている。 現在のサプライチェーンは、全世界に広がっているため、製造業を始めとする多くの企業が、本調査に関わっている。

一方、EU規制は、EUに鉱石や未加工金属を輸入する企業が対象のため、関係する中国企業は限られているものの、EUは、輸入業者より川下の企業の対応が乏しい場合、2023年のレビュー時に、川下企業も報告義務対象に加えることも明言しており、注意が必要である。

また、RMAPの監査プロトコルは、2019年1月から、下記の鉱物、リスク、地域を対象とした2017年版監査基準に変わっており、これに準拠できない製錬業者は、RMAP認定 (Conformant) を取れないこととなる。この場合、顧客から、サプライチェーンから排除するよう要請されるケースがある。従って、現在は、下記の2017年版基準で調査していく必要がある。

監査基準	2013年版	2017年版
対象鉱物	3TG (タンタル、スズ、タングステン、金)	同左
対象リスク	武装勢力の資金源	OECD ANNEX II
対象地域	対象国 (DRC+9ヶ国)	CAHRAs

ESG対応を含む責任ある鉱物調達へと拡大

サプライチェーン透明性確保の義務化

1. 紛争鉱物調査について -加速する「責任ある鉱物調達」-

4.対象リスク・鉱物の更なる拡大/情報開示の義務化

- ·EU規則の見直し(2023年)
- ・ESGリスクへの拡大
- ・雲母(マイカ)の動向

2021年~?

3.新たなリスク/鉱物への対応(責任ある鉱物調達へ)

- · CAHRAS
- **・OECD Annex エリスク**
- ・コバルト対応

2017年 EU紛争鉱物規則成立 2021年適用

2.紛争鉱物管理体制の確立

- ・対応方針の策定
- ・デュー・ディリジェンス(DD)の実施
- ・DDに基づく是正措置の実行

2011年 OECD DDガイダンス 発行

1.使用する製錬所の明確化と報告

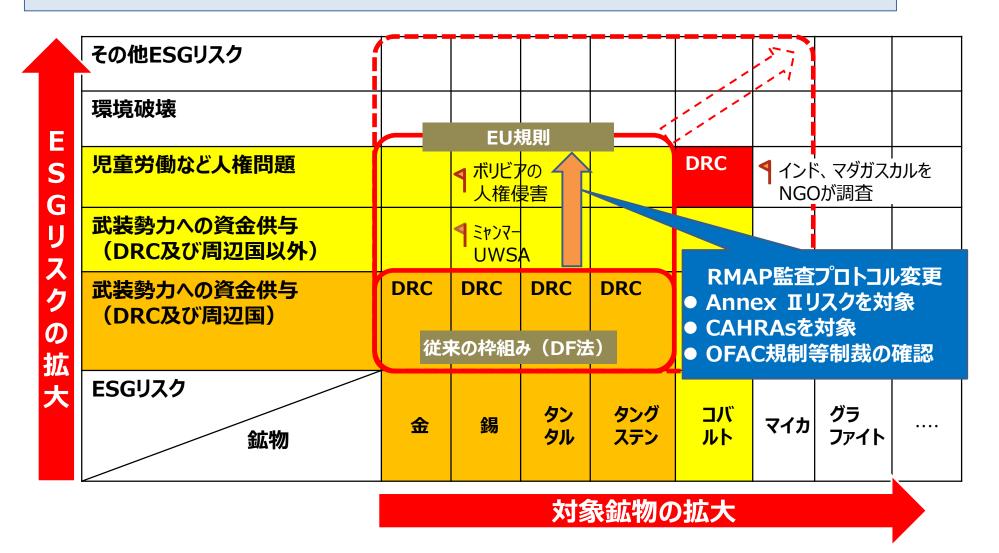
- ・自社製品に含まれる3TGの調査
- ・川上へのCMRTの展開
- ・川下への情報公開

2010年 米国ドッド・フランク法 成立

調査を通じて、「責任ある鉱物調達」対応を積み重ねてきた。 現在、そしてこれからはどうなっていくのか?

JEITA

1. 紛争鉱物調査について -今後のトレンド(リスク拡大イメージ)-



企業が『責任ある鉱物調達』のために考慮すべき 鉱物/地域/リスクは今後も拡大する方向

1. 紛争鉱物調査について -RMIによるSSN状況-

2020/5/13時点で、RMIがStandard Smelter Name (標準的製錬業者)と認識している数と認定取得状況。

ただし、世界中の製錬業者をカバーしているものではない。

タンタル Ta

SSN total : 40社

Conformant : 40社 (100%) (内、RMAP監査新基準合格:21社)

Active : 0社

スズ Sn

SSN total : 92社

Conformant: 78社(85%) (内、RMAP監査新基準合格:15社)

Active : 1社

タングステン W

SSN total : 53社

Conformant: 43社 (81%) (内、RMAP監査新基準合格:12社)

Active : 5社

金

Au

SSN total : 167社

Conformant : 107社 (64%) (内、RMAP監査新基準合格:75社)

Active : 1社

新基準とは、RMAP認定監査において、2019年1月から全面適用になった 2017年版監査基準 (3TG, OECD Annex IIリスク, CAHRAs)

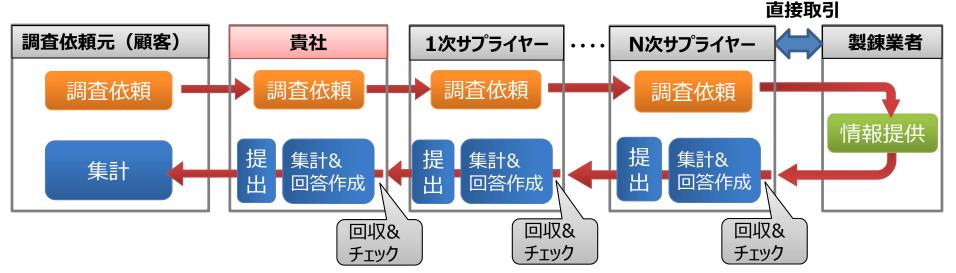
1. 紛争鉱物調査について -調査の流れ-

製錬業者より川下の企業における調査の流れは、

- ①自社の一次サプライヤーに調査 (CMRT作成)を依頼し、
- ②更に順に、川上の二次・・・N次のサプライヤーを辿って依頼し、
- ③製錬業者まで、調査依頼を届ける。

作成した回答(CMRT)は、逆に、

- ④製錬業者が直接の顧客に提出し、
- ⑤更に順に、各企業は必要に応じ<mark>複数のCMRTを集計</mark>後、自社CMRTを 作成し、直接の顧客に提出し、
- ⑥調査依頼元である顧客に提出する。



JEITA

2. CMRT Rev.6.01概要 -構成-

CMRTは8つのシートで構成されているエクセル

Revision, Instruction, Definitions, Declaration, Smelter List, Checker, Product List, Smelter Look-up (各シートの役割については次頁を参照)



必填字段标记为星号(*)。参考说明选项卡,获取关于如何答复每个问题的指南。



記入項目があるシートは、Declaration, Smelter List, Product List の3つ。

JEITA

2. CMRT Rev.6.01概要 -各シートの役割-

Revision | Instructions | Definitions | Declaration | Smelter List | Checker | Product List | Smelter Look-up

各シートの役割

• Revision : 改訂記録

• Instruction : 背景、記入要領の説明

• Definitions : 用語の定義

Declaration : 会社情報、質問1~8、質問A~H <記入必須>

• Smelter List: 製錬業者記入表 <記入要の場合有#1>

• Checker: 入力不足のチェック機能 <チェック要#2 >

• <u>Product List</u>: 対象となる製品リスト記入表 <記入要の場合有#3>

• Smelter Look-up:製錬業者リスト#4

(CMRT発行時の製錬業者名一覧表)

注意点

- #1 Declarationの質問2が、"Yes"となる鉱物に関しては記入必要
- #2 Checkerシートで赤く残っている項目は、未入力部であり記入必要
- #3 申告範囲が、"B: Product"の場合は記入必要
- #4 本リストは、CMRT発行時点における製錬業者の一覧。 最新版はRMI HPで確認可能
 - ※ 記入に際しては、InstructionやDefinitionsも参考にしてください。

2. CMRT Rev.6.01への変更点

DFAだけでなく、EU規制にも対応させるため、2020/5/19発行の

Rev.6.01#1では下記の変更あり。

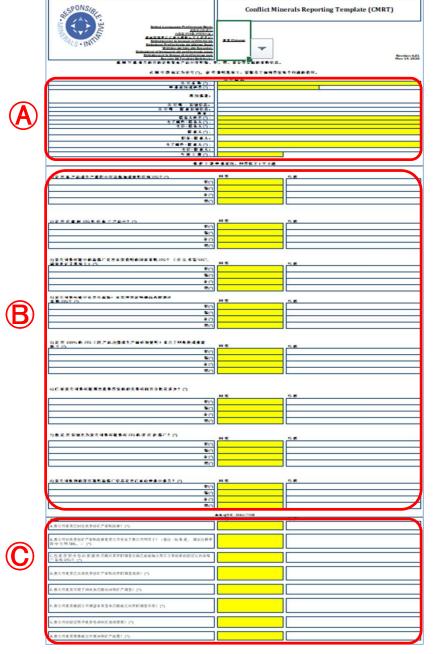
#1 2020/5/13に、一旦、Rev.6.0が発されたが、 バグがあったため、直ぐに改定された。

Declaration: (Rev.5.12との比較)

- ⇒ 会社情報における、「回答責任者の電話番号」が必須から任意へ
- ➤ 質問4として、「CAHRAsを原産地としているか」が追加 (以下、質問番号が1つずつ繰り下がり)
- ➤ 質問Aが、「責任ある鉱物調達方針」に変更
- ➤ 質問Bの英文が、「responsible minerals」に変更 (日本語に変更なし)
- ➤ 質問EがDとなり、「責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンス#2」に変更
- ➤ 質問 IがHとなり、「SECに」が削除され、選択肢もSECとEUがそれぞれ選べるように変更

#2 デュー・ディリジェンス(Due Diligence: DD)とは、リスク査定。 サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に前述の各種リスクがあるかどうかを確認し、 問題が確認されたときには是正する活動。 サプライヤーから受領したCMRTをチェック/査定する事もその一つ。

3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート 構成



Declarationシートは、3 つのブロックで 構成されている。

- A 貴社の会社情報等に関する質問 (14項目)
- B 貴社の紛争鉱物(3TG)の使用状況 に関する質問 (一次サプライヤー情報の纏め) (8問)
- © 貴社の責任ある鉱物調達に関する 方針・取組み等に関する質問 (8問)

JEITA

3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート A会社情報

	公司信息	項目に(*)がある欄は
公司名称 (*):		
申报范围或种类 (*):		入力必須(黄色部)
范围描述:	A. Company B. Product (or List of Products) C. User defined [Specify in 'Description of scope']	プルダウンにより、A~C
r\ →-# \n_n\+-		、のいずれかを選択。
公司唯一识别信息:		申告範囲は、報告側
公司唯一授权识别信息:		_ <u>-</u>
地址:		(貴社)が決められるが、
联系人姓名 (*):		顧客が指定してくる
电子邮件-联系人(*):		ケースもあり。
电话 - 联系人 (*):		7 7 (30) 5
授权人 (*):		
职务-授权人:		
电子邮件 - 授权人 (*):		DD-MMM-YYYY 形式
电话 - 授权人 :		例: 01-May-2020
生效日期 (*):		1

A. Company : 貴社の全製品に適用

B. Product : 一部の製品のみに適用

→ Product List Sheetに記載要(次頁参照)

C. User defined : 貴社が決めた範囲の製品群に適用

→ 「申告範囲の説明」欄に、対象とする製品群

について具体的に記載



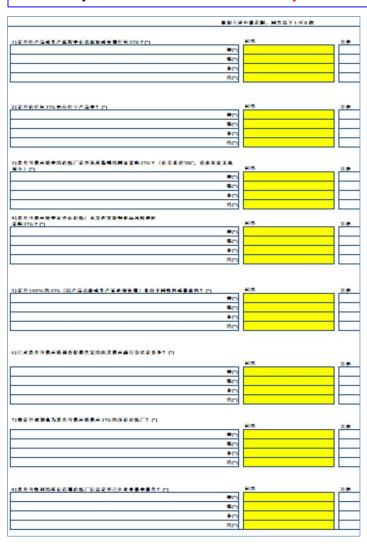
B. Product (or List of Product) を選ぶと、下図のように、項目が、「この申告に適用・・・・・・移動して入力」に変わり、「B. Product」の下に、「こちらをクリックして、・・・・・」が現れる。

	公司信息
公司名称 (*):	
申报范围或种类 (*):	B. Product (or List of Products)
转到产品列表选项卡,输入此申报所适用的产品	
	点击此处,输入此申报所适用的产品

この部分をクリックすると、Product List Sheetに飛ぶので、製造者の製品番号などを入力する(詳細は後述)。

如果"申报"工作表上选择的报告层面为"产品(或产品列表)",才需要填写此项。					
S CONSTRUCTION OF THE SECOND O	Click here to return to Decla				
制造商的产品序号 (*)	制造商的产品名称	0			
	© 2020 Responsible Minerals Initiative。保留				
Revision Instructions Definitions	Declaration Smelter List Checker	Product List Smelter Look-up ⊕ : ◀			

各質問、3TGそれぞれの金属に対し、プルダウンから選び、回答。なお、 質問1)で「No」と回答した金属は、質問2)以降への回答は不要。 質問1)が「Yes」でも、質問2)で「No」と回答した金属は、質問3)以降の回答は不要。



- 1) 製品自体や製造過程で、3TGが意図的に添加又は使用されていますか?
- **2) 3TG**は製品に残留していますか?
- 3) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国を3TGの原産地としていますか?
- 4) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、 紛争地域及び高リスク地域を3TGの原産地としてい ますか? (新たに追加された質問)
- 5) 3TG (貴社の製品の機能性又は生産に必要なもの) は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか?
- **6)** サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤー は何パーセントですか?
- 7) 貴社のサプライチェーンに3TGを供給する製錬業者を 全て特定しましたか?
- 8) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか?

1) 製品自体や製造過程で、3TGが<u>意図的に添加又は使用</u>されていますか?

Yes:3TGが、製品の仕様や機能上、又は生産プロセスで必要なため意図的に添加又は使用している場合は、含有量に関係なく「Yes」となる。

No: 3TGを意図的には添加又は使用していない場合は、不純物として混在したとしても、「No」となる。

- ※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、1社でもYesがあれば、Yesとなる。
- ※ Noと回答した場合、質問2以降の回答は不要(グレーアウトされる)。

製品の仕様や機能上必要とする例:

- ・金又はタングステン合金を使用した部品によって組み立てられた製品
- ・塗料又は合成樹脂の添加物として使用される錫
- ・ガラスのコーティング剤として使用されるスタンナン(錫化合物)

生産プロセスで必要とする例:

- ・触媒として使用されるスタンニン(すなわち錫)
- ・フロートガラスの錫
- ・溶接棒として使用されるタンタル化合物等

調查対象外:

- ・生産設備は、完成品に残留しないため調査対象外。切削加工における タングステン カーバイト ブレードや、ドリルビットは生産設備であり対象外。
- ・梱包材も、最終顧客が製品として使用しないため調査対象外。



2) 3TGは製品に**残留**していますか?

 Yes: 3TGが、製品内に残留している場合。

 No: 3TGが、製品内に残留していない場合。

- ※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、1社でもYesがあれば、Yesとなる。
- ※ Yesと回答した場合、Smelter Listシートへの記入必須。
- ※ Noと回答した場合、質問3以降の回答は不要(グレーアウトされる)。

製品の仕様や機能上必要で添加した場合は、当然、製品内に残留するため、「Yes」となる。

また、生産プロセスで使用した触媒の錫、フロートガラスの錫、溶接棒のタンタルなどが、製品内に残留する場合は、「Yes」となる。

3) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、対象国 を3TGの原産地としていますか?

Yes: 1つの製錬業者でも、対象国を原産地としている場合。

No: 全ての製錬業者が、対象国を原産地としていない場合。

Unknown:対象国を原産地としているか不明な場合。

※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、1社でもYesがあれば、Yesとなる。

※ 対象国: DRC及び周辺国9ヵ国

「Yes」と回答した場合は、備考欄にそれを実証する情報を記入してください。 例えば、<mark>該当する製錬業者名やCID番号</mark>があれば、第3者認定状況がわかり有用ですし、 原産国もあれば、RCOI(合理的な原産国問合せ)に対し有用になります。 貴社が受領したCMRTの質問3が「Yes」にも関わらず、備考欄に何も記載がない場合は、 具体的情報の記載を要求してください。

3) 贵公司供应链中的冶炼厂是否从所指明的国家采购 3TG? (有关术语"SEC",请参见定义选项卡) (*)	回答	記入例	注释
钽(*)	No		
锡(*)	Yes	1	CID987654(DRC), CID111111(Rwanda)
金(*)	Yes		CID123456, CID000999
钨(*)	Yes		
		要記入	21/5

4) 貴社サプライチェーン内の製錬業者のいずれかが、紛争 地域及び高リスク地域を3TGの原産地としていますか?

Yes: 1つの製錬業者でも、CAHRAsを原産地としている場合。

RMIでは、少なくとも対象国(DRC及び周辺9ヶ国)はCAHRAs

と規定しているので、質問3を「Yes」とすれば、ここの回答も

「Yes」となる。

No: 全ての製錬業者が、CAHRAsを原産地としていない場合。

Unknown: CAHRAsを原産地としているか不明な場合。

(EUのCAHRAsリストが公表されるまでは、質問3が「Yes」で

なければ、ここの「Unknown」回答も合理的と見做される)

- ※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、1社でもYesがあれば、Yesとなる。
- ※ 紛争地域及び高リスク地域: CAHRAs (Conflict-Affected and High-Risk Areas)

「Yes」と回答した場合は、備考欄にそれを実証する情報を記入してください。 例えば、該当する製錬業者名やCID番号があれば、第三者認定状況がわかり有用ですし、 原産国もあれば、RCOI(合理的な原産国問合せ)に対し有用になります。 貴社が受領したCMRTの質問4が「Yes」にも関わらず、備考欄に何も記載がない場合は、 具体的情報の記載を要求してください。



5) 3TG (貴社の製品の機能性又は生産に必要なもの) は全て、再生利用品又はスクラップ起源から調達していますか?

Yes: 再生利用品又はスクラップ起源から100%調達されている場合。

No: 一部でも、天然資源(採鉱された資源)から調達されている場合。

Unknown:一部でも、起源が不明の場合。

※ サプライヤーから受領したCMRTで、各金属、1社でもNoがあれば、Noとなる。 全てのCMRTがYesの場合のみ、Yesとなる。

6) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは 何パーセントですか?

調査対象サプライヤーからの回答受領率に従って、選択肢から選ぶ。

- 100%: 全サプライヤーから受領

- Greater than 90%: 90%超のサプライヤーから受領

- Greater than 75%: 75%超のサプライヤーから受領

- Greater than 50%: 50%超のサプライヤーから受領

- 50% or less: 50%以下のサプライヤーから受領

- None: サプライヤーからの受領なし

※ サプライヤーから受領したCMRTの質問6の回答内容には無関係。

調査対象外となるサプライヤー:

- 設備、工具、消耗品など、調査対象外のモノのサプライヤー
- 3TGが含まれていないことが明らかになっている部品/材料のサプライヤー

留意点:回答受領率が100%になるまで、調査を継続する必要がある。

7) 貴社のサプライチェーンに3TGを供給する製錬業者を全て 特定しましたか?

Yes: サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定した場合。

No: サプライチェーン上で、1ヶ所でも製錬業者を特定できていない場合。

下記4項目全てに合致している場合のみ、「Yes」と回答できる。

- ①貴社が調査対象とする全ての会社からCMRTを受領 (=貴社の質問6の回答が"100%"となる)
- ②受領した全てのCMRTの質問6の回答が"100%"
- ③受領した全てのCMRTの質問7の回答が"Yes"と回答している
- ④受領した全てのCMRTの質問8の回答が"Yes"と回答している
- ※ 本質問が「No」回答(=全ての製錬業者を特定できていない)の場合、 顧客から「Yes」化への推進、及びその期限提示を求められるケースがあります。



8) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか?

Yes:受領した製錬業者情報を、貴社が全て報告している場合。

No: 受領した製錬業者情報の一部でも、貴社が報告していない場合。

※ サプライヤーから受領したCMRTの質問8の回答には無関係。

通常は、「Yes」回答かと思いますが、サプライヤーとの守秘義務などの理由で一部でも貴社が情報を報告していない場合は、「No」となります。

貴社の責任ある鉱物調達に関する方針・取組み等に関し、プルダウンから選び、回答ください。全8問です。

问题	回答
A. 贵公司是否已制定负责任矿产采购政策? (*)	
B. 贵公司的负责任矿产采购政策是否公开发布于贵公司网页上? (备注 - 如果是,请在注释字段中注明 URL。) (*)	
C. 您是否要求您的直接供应商从其尽职调查实践已被被独立第三方审核机构验证过的冶炼厂采购3TG? (*)	
D. 贵公司是否已实施负责任矿产采购的尽职调查措施? (*)	
E. 贵公司是否开展了相关供应商的冲突矿产调查? (*)	
F. 贵公司是否根据公司期望来审查供应商提交的尽职调查信息? (*)	
G. 贵公司的验证程序是否包括纠正措施管理? (*)	
H. 贵公司是否需要提交年度冲突矿产披露? (*)	

Rev.5.12における質問Cは削除。 その他、赤字部分が変更点。

サプライヤーから受領したCMRTの 内容とは無関係。

- A. 責任ある鉱物調達方針を確定しましたか?
- B. その方針は貴社のホームページで閲覧できますか?
- C. 一次サプライヤーに対してDRCコンフリクトフリーであることを要求していますか? (@Rev.5.12)
- C. 貴社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査プログラムによりデュー・ディリジェンス業務が認証された製錬業者から3TGを調達することを要求していますか?
- D. 責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンス対策 を実施していますか?
- E. 貴社は、関連するサプライヤーの紛争鉱物調査を 行っていますか?
- F. サプライヤーからのデュー・ディリジェンス情報を、貴社の 期待を基に検証していますか?
- G. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか?
- H. 貴社は、紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか? (「SECに」が削除。選択肢変更)

A. 責任ある鉱物調達方針を確定しましたか?

Yes: 貴社が責任ある鉱物調達方針を確定した場合。

No: 貴社が責任ある鉱物調達方針を確定していない場合。

「Yes」回答するには、責任ある鉱物調達方針に、下記項目を

全て記載した上、最低限、()内に示す事項を含めてください。

- * 対象となる鉱物 (3TG)
- * 対象とするリスク (OECD Annex II リスク)
- * 対象とする地域 (CAHRAs)
- *リスク判明時の対応方法

B. その方針は貴社のホームページで閲覧できますか? (回答が「Yes」の場合、その方針が掲載されているURLをコメント欄に記入する)

Yes: 公開しているHPに責任ある鉱物調達方針を掲載している場合。

No: HPが無いか、又は掲載していない場合。

C. 貴社は直接サプライヤーに対し、独立民間監査会社の監査 プログラムによりデュー・ディリジェンス業務が認証された製錬業 者から3TGを調達することを要求していますか?

Yes:取組み方針、調査依頼文書、依頼メールなどに、RMI又はその他の独立第三者の監査プログラム*により検証された製錬業者から調達することを要求している場合。

No: 直接(一次)サプライヤーに、何も要求(明示)していない場合。

*独立第三者監査プログラムには、下記等がある。 ロンドン貴金属市場協会 (LBMA)、責任あるジュエリー協議会 (RJC)

顧客によっては、「サプライチェーン上の全製錬業者に、RMAP Conformant を取るよう働きかけ、取らない場合は、当該製錬業者をサプライチェーンから外す事」と、強く要求してくる場合があります。

サプライヤーから受け取ったCMRTに、RMAP Conformant 未取得の製錬業者が記載されている場合、サプライチェーンを通じて、当該製錬業者にその旨を伝え、RMAP Conformant を取得するよう働きかけることをお勧めします。

JEITA

3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

D. 責任ある鉱物調達のためのデュー・ディリジェンス対策を実施していますか?

Yes:下記事例のようなデュー・ディリジェンス(DD)対策を実施している場合。

No:DD対策を実施していない場合。

Yesの事例:

- ・サプライヤーから受領したCMRTから、リスクを明確にして評価している。 ⇒例えば、受領率、Smelter List情報の精度でランク付けする等。
- ・認識されたリスクに対応する戦略を立案し実行している。
 - ⇒例えば、A~Hの質問への回答状況から、アクションルールを決め実行する。
- ・武装勢力との関連が判明した場合には、その対応を予め文書などでサプライヤーと確認し、合意している。
 - ※ デュー・ディリジェンス リスク査定のこと。サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害 などのリスクの有無を確認し、問題が確認された時には是正する活動。



E. 貴社は、関連するサプライヤーの紛争鉱物調査を行っていますか?

Yes (IPC-1755): サプライヤーに、CMRTを使用して調査依頼している場合。

Yes (other format):サプライヤーに、CMRT以外の様式を用いて調査依頼して

いる場合。(この場合は、備考欄にコメント記入要)

No: サプライヤーから紛争鉱物のデュー・ディリジェンス情報を

収集していない場合。

※ IPC-1755: 紛争鉱物に関するデータ転送規格で、紛争鉱物調査の

調査項目を定義している。

F. サプライヤーからのデュー・ディリジェンス情報を、貴社の期待を 基に検証していますか?

Yes: サプライヤーから受領したCMRT(DD情報)を検証するプロセスがある場合。

No: サプライヤーから受領したCMRT(DD情報)を検証していない場合。

検証プロセスの例:

- ・サプライヤーから受領したCMRT情報の正確性、及び完全性を検証する。
- ・サプライヤーが責任ある鉱物調達に対する方針を有しているか否かや、質問C~H の回答内容から、取組み方を検証する。
- ·Smelter Listに掲載された製錬業者の認定取得状況を評価する。

レポイント

サプライヤーからの回答を受け取ったままにせず、中身を検証することが肝要です。 もし、リスクがあると考えた場合、サプライチェーンを通じてそれを確認したり、Web等 を用いて調査することが検証になります。



G. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか?

Yes: 下記に示すような是正措置管理プロセスが有る場合。

No: 是正措置管理プロセスがない場合。

是正措置管理の例:

- ・サプライヤーが、責任ある鉱物調達に関する方針を定めていない場合は、方針の策定を促す。
- ・Smelter Listに掲載された製錬業者が、認定未取得の場合は、サプライチェーンを遡って、RMAP監査プロトコル受審を促す。
- ・質問Fにより定めた検証基準よる評価の結果、評点が低かったサプライヤーに、その評価項目の改善を求める。

JEITA

3. CMRT記入要領 3.1 Declarationシート ©方針・取組み

H. 貴社は、紛争鉱物の開示情報を年1回提出する必要がありますか?

Yes, with the SEC: SEC(米国証券取引所)に上場している

場合。

Yes, with the EU: EU規制の報告対象企業の場合。

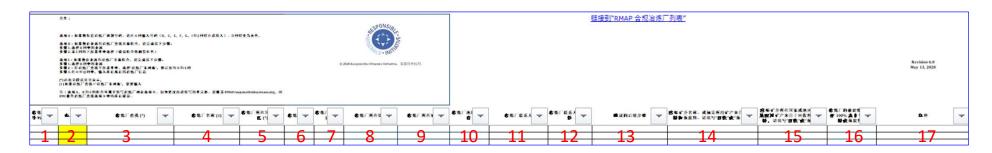
Yes, with the SEC and EU: SECとEU規制、共に報告対象の場合。

No: どちらも報告対象でない場合。

多くの日本企業は、「No」になるかと思います。

3. CMRT記入要領 3.2 Smelter Listシート -構成-

Smelter Listは、貴社のサプライチェーン上にある全製錬業者に関する情報を入力するシートで、17項目ある。



- 1. 製錬業者識別番号の入力列
- 2. 金属 (*)
- 3. Smelter Look-Up(製錬所検索)
- 4. 製錬所名(1)
- 5. 製錬業者所在地:国(*)
- 6. 製錬業者識別番号
- 7. 製錬業者識別番号の発行元
- 8. 製錬業者所在地:番地
- 9. 製錬業者所在地:市
 - ,工士必须适中
 - (*):入力必須項目

- 10. 製錬施設所在地:州/県
- 11. 製錬業者連絡先担当者名
- 12. 製錬業者連絡先電子メール
- 13. 今後の対策案
- 14. 鉱山名又は「再生利用品」、「スクラップ」と記入
- 15. 鉱山の所在地(国)又は「再生利用品」、「スクラップ」と記入
- 16. 製錬業者の材料はすべて再生利用品又は スクラップ起源から調達されていますか?
- 17. 備考

3. Smelter Look-Up:製錬所の通称名等から、標準的製錬業者名を選び出す機能

3. CMRT記入要領 3.2 Smelter Listシート -構成-

Smelter Listに記入する前、以下の準備をしてください。

- ✓ 受領した全CMRTに記載のSmelterを全てリストアップ
- ✓ CID番号などで、重複を削除(名寄せ行為)
- ✓ CID番号が付与されていない非SSNが入っている場合、Webサイトなどにより、 実際に稼働している製錬業者かどうかを確認(DD行為)
- ✓ 明らかに製錬業者ではない商社などを削除

下記のような場合、一時期SSNであった製錬業者が、非SSNとなるケースがある。

- 製錬業者としての操業を停止
- 他の製錬業者との統合
- ・製錬業者でないことが判明

Smelter Look-Upシートに記載のSSNは、CMRT発行時の情報であり、その後、RMIがSSNと認めCID番号を付与するケースあり(RMI HPで確認可能)。 その場合でも、本CMRT上は、「Smelter not listed」となる。



3. CMRT記入要領 3.2 Smelter Listシート -記入要領-

① CID番号が既知の場合

A列にCID番号を入力すると、B, C, E, F, G, I, J列が自動入力されます。 A列にCID番号をコピー&ペーストすることをお勧めします。



A列にCID番号入力 B, C, E, F, G, I, J列が自動入力される



3. CMRT記入要領 3.2 Smelter Listシート -記入要領-

② CID番号が不明の場合

B列で金属を選び、C列で該当製錬所名を選択すると、E, F, G, I, J列が自動入力されます。

B列、C列にコピー&ペーストすることも可能ですが、C列の記載内容が、Smelter Look-up シート内のSmelter Look-up列の内容と完全一致しない場合、SSN(CID番号が存在)であっても、E, F, G, I, J列には自動入力されません。

- ③ <u>C列に選択肢がない(SSNではないSmelter)</u>場合
 - B列で金属を選んだ上、C列では「Smelter not listed」を選び、D列に 製錬所名、E列に製錬業者所在国名を記載下さい。ここまでが必須ですが、 H列~P列も、可能な限り入力して下さい。
- ④ 特定できていないSmelterがある場合B列で金属を選び、C列は「Smelter not yet identified」を選んで下さい。

	A	В	С	D	E	F	G	Н	I	1
	冶炼厂识别号 码输入列	金属 (*)	冶炼厂查找 (*)	冶炼厂名称 (1)	冶炼厂所在国家或地区 (*)	冶炼厂识别	冶炼厂出处识 别号	冶炼厂所在街道	冶炼厂所在城市	冶炼厂地址:州/省
2		Tantalum	Asaka Riken Co., Ltd.		JAPAN	CID000092	RMI	-	Tamura	Fukushima
(3)		Gold	Smelter not listed	ABCDEF	CANADA		Enter smelter details			
4		Tin	Smelter not yet identified		Unknown					



3. CMRT記入要領 3.3 Product Listシート -記入要領-

申告範囲又はクラス(Declaration Scope or Class)が、「B. Product (or List of Products)」の場合、対象となる製品リストの記載必須

	如果"申报"	工作表上选择的报告层面为"产品(或产品		
ESPONSIAL CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF THE PR				
418-1411		Click here to return to Declaration tab		
	制造商的产品序号 (*)	制造商的产品名称		0
		0.0000		
		© 2020 Responsible Minerals Initiative。保証	8所有权利。	

製造者の製品番号(必須):回答対象となる貴社製品の製品番号を記載

製造者の製品名: 貴社製品名称を記載

備考(バグで"0"と表記): 必要に応じて記載



3. CMRT記入要領 3.4 Checkerシート

Declarationシート、Smelter Listシート、Product Listシートに記入後、記入内容に漏れがないかを、Checkerシートで確認下さい。

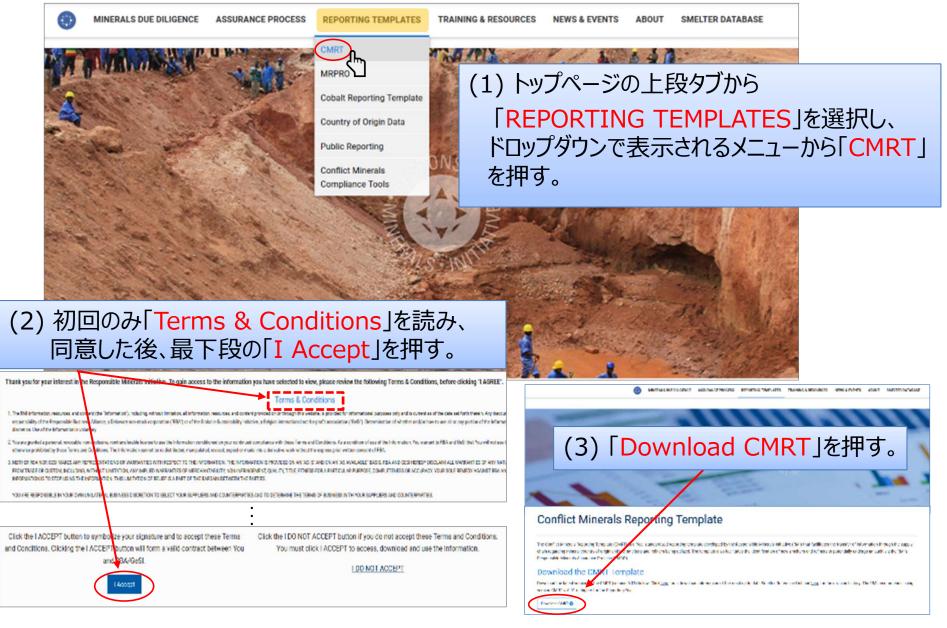
将报告报 Click here to return to Declaration tab 必填字段	提交给客户以检查表格高亮显示为红色的任何行之前, 请确保已 Click here to return to Smelter List 已提供的答案	填妥所有必填字段。 Click here to return to Product List 备注	待完成的必填字段 46 信息源超链接
公司名称 (*):	ABCDEF	填写	
申报范围或种类 (*):	A. Company 記入完了→	填写	
· 范围描述:	2-	填写	
联系人姓名 (*);	記入漏れ→	在"申报"选项卡 D15 单元格中,提供联系人姓名	Click here to enter Contact Name
电子邮件 - 联系人 (*):		在"申报"选项卡 D16 单元档中,提供联系人的有效电子邮件	Click here to enter Email-Contact
电话 - 联系人 (*):	81-3-123-4567	填写	
Revision Instructions Definiti	ions Declaration Smelter List Check	er Product List Smelter Look-up	: (∢
	1		

- ① Checkerシートを選択し、記入状況を確認する
- ② 緑のハイライトは記入完了、赤のハイライトは記入漏れ
- ③ "未記入の必須項目があります"の値が「О」になれば完成

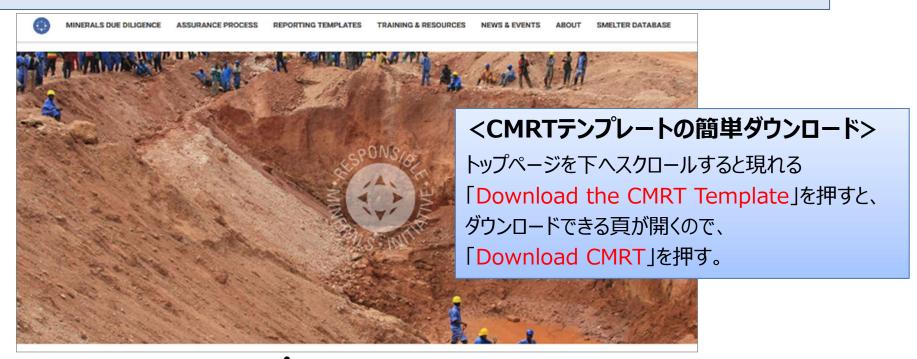
4. RMI ウェブサイト活用方法 - 概要 -

- ◆ RMI Home Page
 - http://www.responsiblemineralsinitiative.org/
- ◆ 下記等の情報を得ることが可能(2020/5/13時点)
 - ①CMRT最新版ダウンロード方法
 - ②SSN (Standard Smelter Name)一覧や認定取得状況
 - a. SSNを一括でダウンロード
 - b. SSNの変更履歴
 - c. SSNのうち、Conformant Smelters または Active Smelters のみをダウンロード
 - d. Extended Corrective Action Plan(ECAP)対象 Smelterの確認方法
 - e. Conformant Smelters 適合監査基準の調べ方
 - ③RMAP監査状況を表す単語の意味

4. RMI ウェブサイト活用方法 - 概要 -



4. RMIウェブサイト活用方法 - CMRTダウンロード (簡易法) -



下へスクロール

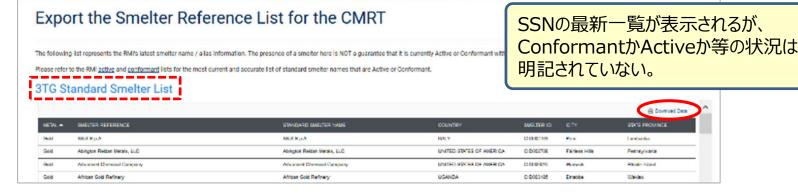
I want to		
Learn about specific minerals	0	(特定の鉱物について学ぶ)
Learn about the audit process	0	(監査プロセスについて学ぶ)
Download the CMRT Template	0	(CMRTテンプレートをダウンロードする)
Identify my smelters or refiners	0	(製錬業者または精製所を特定する)
Access training resources	0	(トレーニングリソースにアクセスする)
Become a member	0	(会員になる)



- ②SSN一覧と変更履歴
 - ②-a. SSNを一括でダウンロード

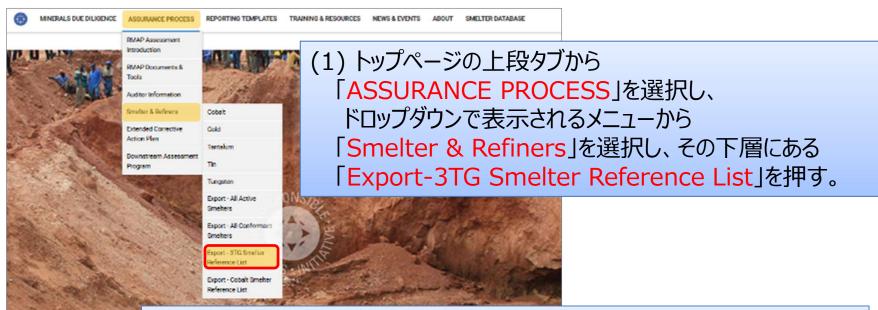


(2) 3TG Standard Smelter Listが表示されるので「Download Data」を押す。





- ②SSN一覧と変更履歴
 - ②-b. SSNの変更履歴



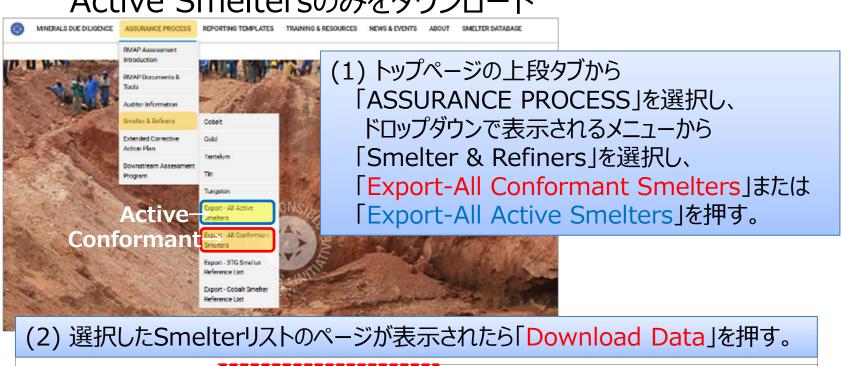
(2) 表示された頁を下へスクロールしていくと、 Revisions Historyが表示されるので「Download Data」を押す。

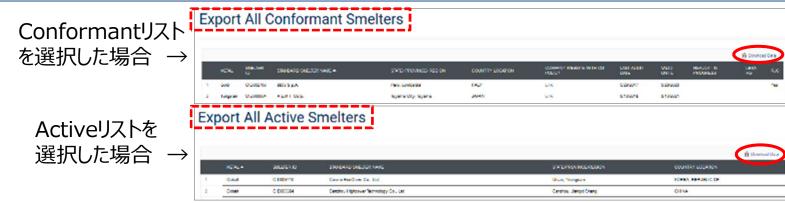
Revisions History Please note that smelters/refiners previously removed from the Standard Smelter List may be added back once they come back into operation or meet the RMI standards' definition of a smelter again SMELTER BASIS FOR REVISION REVISION DATE STANDARD SMELTER NAME COUNTRY DETAILS CID003225 Zhejiang Huayou Cobalt Company Limited CHINA Name correction Name changed to reflect legal entity 2/11/2020 8/7/2018 CID003234 First Quantum Minerals Ltd. AUSTRALIA 3/27/2019 11/6/2017 Name correction Name changed to reflect legal entity CID003255 Cobalt 変更(削除、修正等)があったSmelterについて、変更理由や変更日 Cobalt CID003338 が表示されるが、新規にSSNの掲載された日は記載されていない。

45/51

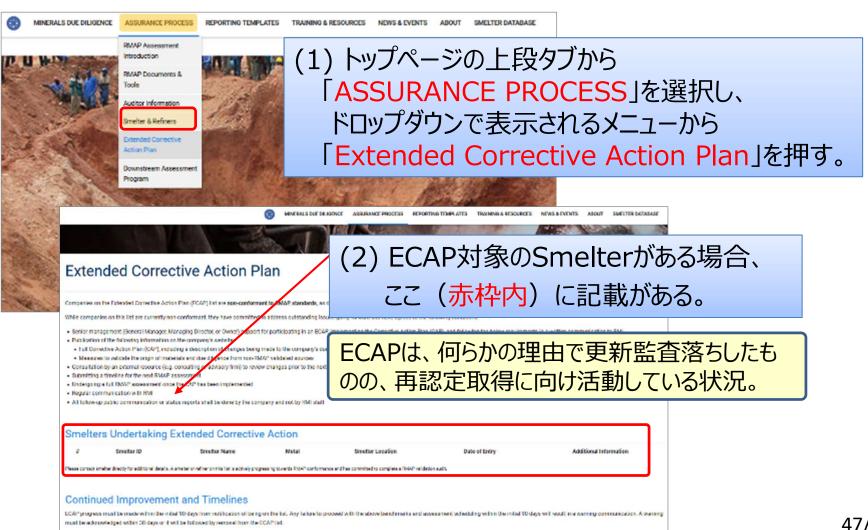


- ②SSN一覧と変更履歴
 - ②-c SSNのうち、Conformant Smelters または Active Smeltersのみをダウンロード



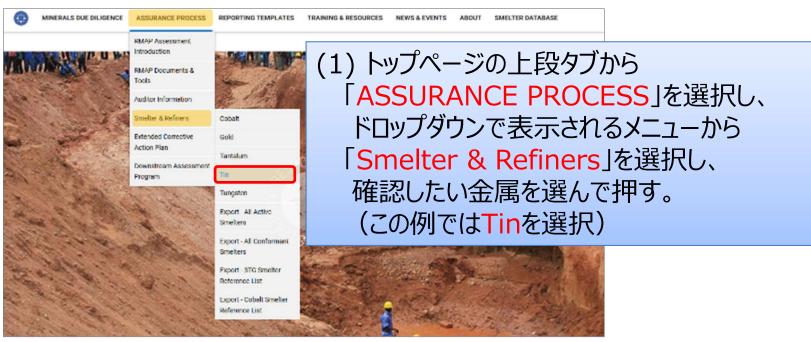


- ②SSN一覧と変更履歴
 - ②-d Extended Corrective Action Plan(ECAP)に登録されているSmelterの確認方法



4. RMIウェブサイト活用方法 - 監査基準 -

②-e Conformant Smelters 適合監査基準の調べ方







4. RMIウェブサイト活用方法 - 監査基準 -

(3) Smelter一覧が表示されるので、確認したいSmelterの 「ASSESSMENT SUMMARY REPORT」の「Link」を押す。



(4) Linkのファイルを開いたら、「ASSESSMENT OBJECTIVES」を 探して記載されている Revision (Year) を確認する。 01/01/2018 - 12/31/2018 Assessment Company Intertek 2017年は 監査基準 OECD ANNEXIIリスク対応 "2017年"の例 ASSESSMENT OBJECTIVES The objective of the assessment is to assess the auditee's level of conformance with the Responsible Minerals Assurance Process TIN and TANTALUI Standard of 2017. Assessment Objectives 2013年は The objective of the assessment is to asset DRC関連の武装勢カリスク対応 Free Smelter Program Supply Chair Transpa "2013年"の例 Revision of 21 November 2013

4. RMIウェブサイト活用方法 - 語彙説明 -

③RMAP (Responsible Minerals Assurance Process)状況等を表す単語 www.responsiblemineralsinitiative.org/members/database-field-definitions/

Status	Description	説明
Conformant	audited and found conformant with the relevant RMAP standard	RMAP適合製錬業者
ECAP	Extended Corrective Action Plan	現在RMAP不適合だが、未解決の問題に対 処することを約束している製錬業者
Active	engaged in the program but not yet conformant	RMAP監査中、または監査を受けることを約束している製錬業者
In Communication	not yet active but in communication with RMAP and/or member company	RMAP監査に向けてのコミュニケーションを 始めている製錬業者
Outreach Required	outreach needed by RMI member companies to contact entity and encourage their participation in RMAP audit	In communication以前の状態であり、RMAP 監査参加を促す必要がある製錬業者
Non-Conformant	audited but found not conformant with the relevant RMAP standard	RMAP不適合製錬業者
Eligible	meets the definition of a smelter / refiner; included in the CMRT Standard Smelter List	製錬業者の定義を満たしており、CMRTの標準製錬業者リストに含まれる
Not Applicable	not eligible for the RMAP	RMAP監査対象外(製錬業者ではない)



付録:紛争鉱物調査関連の略語

略語	カテゴ・リー	英語表記	日本語表記
3TG	調査関連	Tantalum, Tin, Tungsten, Gold	タンタル、錫、タングステン、金
ASM	組織	Artisanal and Small-scale Mining	職人的及び小規模鉱業
CAHRAs	国名/地域 Conflict-Affected and High-Risk Areas		紛争地域および高リスク地域
CCCMC	組織	China Chamber of Commerce for Importers & Exporters for Minerals, Metals &	中国五鉱化工業輸出入商会
CI	組織	Cobalt Institute	コバルト インシィティチュート
CMRT	調査関連	Conflict Minerals Reporting Template	RMI発行の紛争鉱物調査帳票
CRT	調査関連	Cobalt Reporting Template	RMI発行のコバルト調査帳票
DD	調査関連	Due Diligence	デュー・ディリジェンス
DFA	法律	Dodd–Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act	ドッド-フランク・ウォール街改革・消費者
DRC	国名/地域	Democratic Republic of the Congo	コンゴ民主共和国
ECAP	調査関連	Extended Corrective Action Plan	拡張是正行動計画
GeSI	組織	Global e-Sustainability Initiative	グローバル・eサステナビリティ・イニシア
IPC	組織	Association Connecting Electronics Industries	エレクトロニクス産業をつなぐ協会
iTSCi	組織	IRTI Tin Supply Chain Initiative	ITRI が管理しているTiのサプライチェーン
ITU	組織	International Telecommunication Union	国際電気通信連合
LBMA	組織	London Bullion Market Association	ロンドン貴金属市場協会
LME	組織	The London Metal Exchange	ロンドン金属取引所
LSM	組織	Large-Scale Mining	大規模鉱業
OECD	組織	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OFAC	組織	Office of Foreign Assets Control	米国財務省外国資産管理室
RBA	組織	Responsible Business Alliance (changed from EICC)	責任ある企業同盟
RCI	組織	Responsible Cobalt Initiative	責任あるコバルトイニシアチブ
RCOI	調査関連	Reasonable Country of Origin Inquiry	合理的な原産国問合せ
RJC	組織	The Responsible Jewellery Council	責任あるジュエリー協議会
RMAP	調査関連	Responsible Minerals Assurance Process	責任ある鉱物監査プロセス
RMI	組織	Responsible Minerals Initiative	責任ある鉱物イニシアチブ
SDGs	その他	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SEC	組織	U.S. Securities and Exchange Commission	米国証券取引委員会
SOR	調査関連	Smelter or Refiner	製錬所もしくは精製所
SSN	調査関連	Standard Smelter Name	標準製錬業者

51/51



コバルト調査における 統一フォーマット「CRT」の書き方

CRT Rev. 2.11

2020年6月 一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA) 責任ある鉱物調達検討会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。 責任ある鉱物調達対応におけるRMIの統一フォーマットについて、なるべく正確を期すよう努力しておりますが、必ずしも最新 の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

目次

- 1. コバルトサプライチェーン調査について
- 2. CRT Rev.2.11概要と今回の変更点
- 3. CRT記入要領
 - 3.1 Declaration シート
 - 3.2 Smelter List シート
 - 3.3 Product List シート
 - 3.4 Checker シート
- 4. RMIウェブサイトの活用方法

必要に応じ、「CMRTの書き方」もご参照下さい

1. コバルトサプライチェーン調査 -背景-

米国ドッド・フランク法のような法律・規制はないが、コバルトの人力採掘における安全でない労働環境や児童労働に対する懸念が浮上したことが発端。

RMI#1のHP上に以下のような説明(抜粋)がある。

http://www.responsiblemineralsinitiative.org/emerging-risks/cobalt/

コンゴ民主共和国(DRC)は、コバルトの世界最大の生産国であり、
全世界埋蔵量の50%以上を保有している。コバルトは、電気自動車、携帯電話、ノートパソコンに不可欠なリチウムイオン電池に使用されており、コバルト需要は今後数年で大幅に増加すると予想されている。コバルトは、機械及び人力により採掘されるが、最近の報告では、安全でない労働環境や児童労働に対する懸念が浮上している。2017年初め、RMIメンバーは、「コバルトの責任ある調達、特に、DRCのコバルト採掘における児童労働事例に関連するリスク」に焦点を当てたワーキンググループを設立。そこを通じ、企業は、コバルトサプライチェーンの「透明性」を高めると共に、サプライチェーン関係者と協力してコバルトの責任ある調達を推進している。 #1 RMI: Responsible Minerals Initiative

1. コバルトサプライチェーン調査 -CMRTとCRTの比較-

項目	CMRT	Rev.6.01	CRT Rev.2.11	
背景/法律	米国DFA (1502条)	EU紛争鉱物規制	規制遵守要件なし 人権問題等への世界的 関心の高まり	
発行日	2012年8月適用	2021年1月適用	NA	
被規制者	米国上場企業	EUへの鉱物輸入企業	NA	
調査対象	•	ンタル), Tin (スズ) ングステン), Gold (金)	Cobalt (コパット)	
対象地域	DRC及び周辺 9ヶ国	CAHRAs#1 (紛争地域 及び高リスク地域)	CAHRAs ^{#1} (紛争地域 及び高リスク地域)	
対象リスク	武装勢力の資金源 OECD Annex II リスク か否か #2		OECD Annex II リスク	
帳票集計 ツール	提供あり(JAMA作品	提供なし		

#1, #2 次ページ以降参照

1. コバルトサプライチェーン調査 -OECD Annex II Risk-

OECD Annex II リスクとは、OECDが発行した

「<u>紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの</u> ためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」#1 の附属書 II に書かれたリスク。

(OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas #1)

OECD Annex II Risk:

- 1.鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害(児童労働など)
- 2. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
- 3. 公的または民間の保安隊による不法行為(みかじめ料)
- 4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
- 5. 資金洗浄(マネーロンダリング)
- 6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い(脱税)

#1 OECDのHPから、中国語訳もダウンロード可能

http://www.oecd.org/corporate/mne/mining.htm

1. コバルトサプライチェーン調査 -CAHRAs-

紛争地域及び高リスク地域 (CAHRAs#1)は、

武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2ヵ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

ただし、上記は概念であり、EUは、2020/5/25時点、具体的にどこの地域が対象かは明確にしていない。一方、RMIは、少なくとも、DFAにおける対象国はCAHRAsと規定している。

#1 CAHRAs: Conflict-Affected and High-Risk Areas

1. コバルトサプライチェーン調査 -コバルトSmelter定義-

コバルト製錬所とは、Co(コバルト)濃縮物、中間物又はリサイクル材を加工し、川下製造プロセスで直接使用されるCo生成物を製造する企業であり、川下企業はここまでの特定が必要。

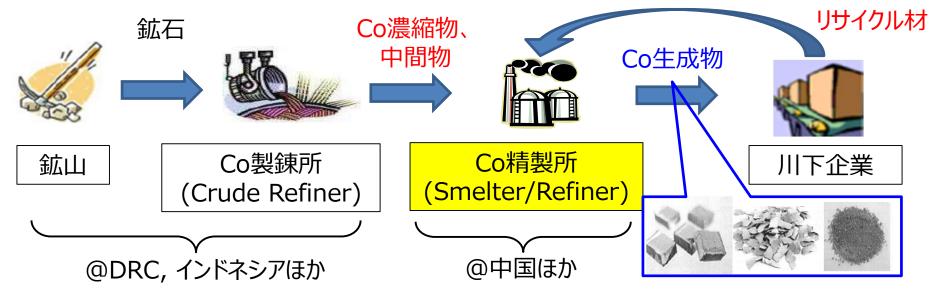
ただし、最近、鉱山付近で鉱石から金属を<mark>製錬する企業(Crude Refiner)</mark> もRMAP#1 監査を受審し始めたことから、Active Smelter List等に掲載され始めた。

(コバルト業界やRMIでは、「製錬所/Smelter」と「精製所/Refiner」は互換的に使用される)

コバルト中間物の例: 精製が不十分な水酸化物・炭酸塩・金属

リサイクル材の例: 工業スクラップまたは消費財スクラップ

コバルト製品の例: 電気Co、硫酸Co、Coブリケット、Co粉等



#1 RMAP (Responsible Minerals Assurance Process)は、RMIによる責任ある鉱物保証プロセス

1. コバルトサプライチェーン調査 -RMIによるSSN状況-

2020/5/13時点で、RMIがStandard Smelter Name (標準的製錬業者)と認識している数と認定取得状況。

なお、世界中の製錬業者をカバーしているものではない。

コバルト

Co

SSN total : 55社 (内、Crude Refiner: 11社)

Conformant: 5社 (9%)

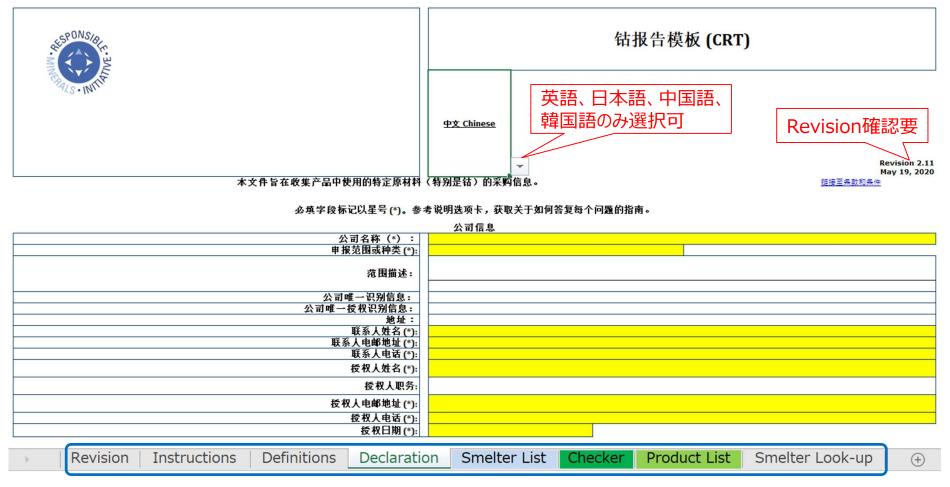
Active : 22社 (内、Crude Refiner: 3社)

Conformant (認定取得済み)製錬業者は5社で、全体の9%。 Active (監査受審予定)製錬業者は22社で、うち、Crude Refinerが3社。 COVID-19の影響で、認定監査が遅れている状況。

2. CRT Rev.2.11概要 -構成-

CRTは8つのシートで構成されているエクセル

Revision, Instruction, Definitions, Declaration, Smelter List, Checker, Product List, Smelter Look-up (各シートの役割については次頁を参照)



記入項目があるシートは、Declaration, Smelter List, Product List の3つ。

2. CRT Rev.2.11概要 -各シートの役割-

Instructions

Revision

Definitions

Declaration

Smelter List

Checker

Product List

Smelter Look-up

各シートの役割

• Revision: 改訂記録

• Instruction: 背景、記入要領の説明

• Definitions: 用語の定義

• Declaration: 会社情報、質問1~6、質問A~I <記入必須>

• <u>Smelter List</u>: 製錬(精製)所記入表 <記入要の場合有#1>

• Checker: 入力不足のチェック機能 <チェック要#2 >

• Product List: 対象となる製品リスト記入表 <記入要の場合有#3>

• Smelter Look-up:製錬(精製)業者名リスト#4

(CRT発行時の製錬(精製)業者名一覧表)

注意点

- #1 Declarationの質問1が、"Yes"となる鉱物に関しては記入必要
- #2 Checkerシートで赤く残っている項目は、未入力部であり記入必要
- #3 申告範囲が、"B: Product"の場合は記入必要
- #4 本リストは、CRT発行時点における製錬(精製)業者名の一覧。最新版はRMI HPで確認可能
 - ※ 記入に際しては、InstructionやDefinitionsも参考にしてください。

2. CRT Rev. 2.11への変更点

Rev.1.1 (2018/12/21 発行) Rev.2.0 (2019/10/30 発行)

→ Rev.2.11^{#1} (2020/ 5/19 発行 最新版)

#1 2020/5/13に、一旦、 Rev.2.1が発行されたが、バグ があったため、直ぐに改定された。

製錬業者リストのアップデートおよびバグ修正のみ

- ✓ CRT Rev.1.1版にあったChecker 57行目のバグは修正済
- ✓ CRT Rev.2.11版に残る下記バグは無視して問題ない
 - Declarationの「申告範囲又はクラス」で「A. Company」を選択した時、 チェッカーのProduct List (56行目) が赤くハイライトされる。
 - Smelter ListのC列: Smelter Look-upで、"Smelter not yet identified"を選択すると、

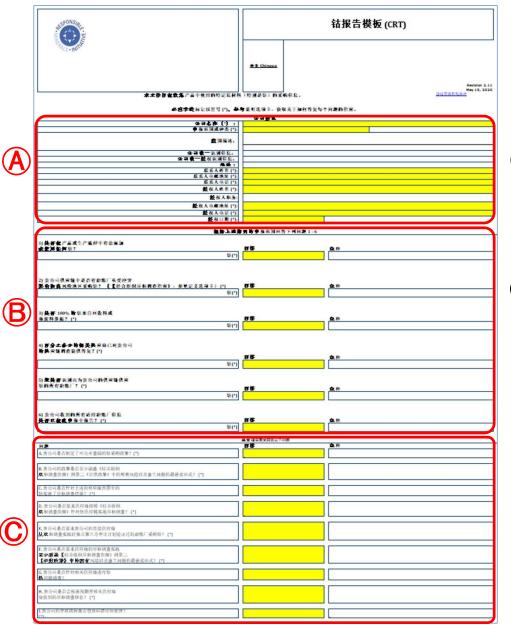
「D列: 製錬業者名」がグレーハイライトされる。

「E列: 製錬業者所在地: 国」が空白のままとなる。

(InstructionsのSmelter Look-upの説明(49行目)には、この場合、D列とE列には「Unknown」が自動入力されると記載)

Rev.2.11は、Rev.1.1と同じ要領で作成すれば問題ない。

3. CRT記入要領 3.1 Declarationシート -構成-

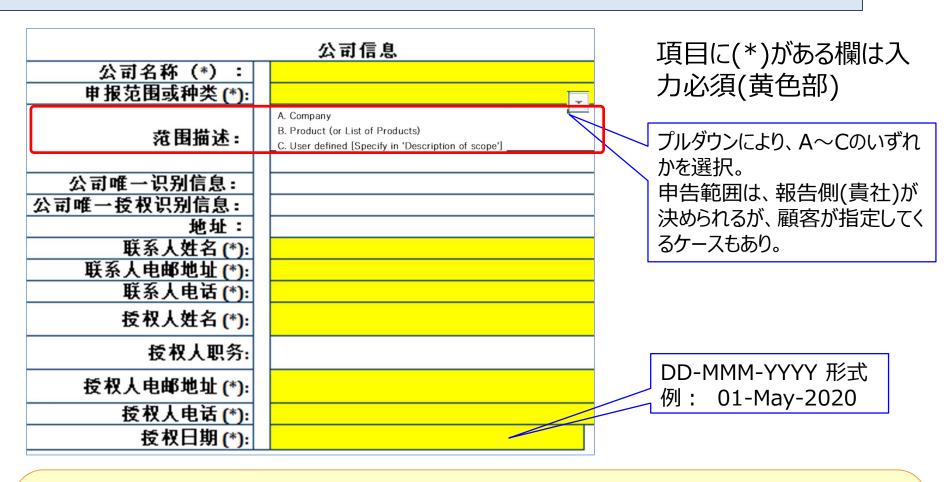


Declarationシートは、3つのブロックで 構成されている。

- A 貴社の会社情報等に関する質問 (14項目)
- B 貴社のコバルト使用状況に関する質問 (一次サプライヤー情報の纏め)(6問)

© 貴社のコバルト調達に関する方針・ 取組み等に関する質問 (9問)

3. CRT記入要領 3.1 Declarationシート 🗚 会社情報



A. Company : 貴社の全製品に適用

B. Product : 一部の製品のみに適用

→ Product List Sheetに記載要(次頁参照)

C. User defined: 貴社が決めた範囲の製品に適用

→ 「申告範囲の説明」欄に、対象とする製品群について具体的に記載



3. CRT記入要領 3.1 Declarationシート A 会社情報

B. Product (or List of Product) を選ぶと、下図のように、項目が、「この申告に適用・・・・・・移動して入力」に変わり、「B. Product」の下に、「こちらをクリックして、・・・・・」が現れる。

	公司信息		
公司名称(*):			
申报范围或种类 (*):	B. Product (or List of Products)		
转到产品目录表输入所需申报的所有产品			
	点击此处输入此申报所适用的产品		

この部分をクリックすると、Product List Sheetに飛ぶので、製造者の製品番号などを入力する(詳細は後述)。

在"申报"工	在"申报"工作表上选择报告等级为"产品(或产品目录)"项时才必须完成此栏。				
制造商产品编号 (*)	Click here to return to Decla 制造商产品名称	aration tab 各注			
Revision Instructions Defi	nitions Declaration Smelter List	Checker Product List Smelter Look-up +			

各質問への回答は、プルダウンから選び、回答。なお、 質問1)で「No」と回答した場合は、質問2)以降への回答は不要。

	根据上述	指明的申报范E
1) 是否在产品或生产流程中有意添加 或使用任何钻?		回答
次区市 I PI 投:	钴(*)	M 8
	2	
2) 贵公司供应链中是否有冶炼厂从受冲突		
6) 虽立司民立战中走百百名為,从文中天 影响和高风险地区采购钴?(《经合组织尽职调查指南》,参见定义选项卡)(*)		回答
	钴(*)	
3) 是否 100% 的钻来自回收料或		回答
报废 <u>料资源?(*)</u>	钴(*)	凹台
4) 百分之多少的相关供应商已对贵公司		
的供应链调查提供答复?(*)		ET ST
	钴(*)	回答
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
5) 数是否识别出为贵公司的供应链供应		
站的所有冶炼厂?(*)	N en	回答
	钴(*)	
6) 贵公司收到的所有适用冶炼厂信息 是否已在此申报中报告? (*)		回答
	钴(*)	

- 1)製品自体や製造過程で、コバルトが意図的に付加 又は使用されていますか?
- 2) 貴社サプライチェーン内のいずれかの製錬業者が、 コバルトを紛争地域および高リスク地域から調達し ていますか?
- 3) コバルトの100%がリサイクル又はスクラップ資源を 由来としていますか?
- 4) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは何パーセントですか?
- 5) 貴社のサプライチェーンにコバルトを供給する全ての 製錬業者を特定しましたか?
- 6) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか?

1) 製品自体や製造過程で、コバルトが意図的に付加又は使用されていますか?

Yes: コバルトが、製品の仕様や機能上、又は製造過程で必要なため 意図的に添加又は使用している場合は、「Yes」となる。 なお、CMRT同様、製品に残留しない場合は、「No」となる。

No: コバルトを意図的には添加又は使用していない場合は、不純物として 混在したとしても、「No」となる。

Unknown: 意図的な添加、使用が不明な場合は、「Unknown」とする。

- 1. 収集したCRTの回答に1つでも「Yes」があれば、貴社の回答は「Yes」になる。
- 2. 収集したCRTの回答が全て「No Iであれば、貴社の回答は「No Iになる。
- 3. 上記以外の場合、貴社の回答は「Unknown」になる。

質問 1 の回答が「Yes」になる場合は、以降の質問(2 \sim 6, A \sim I)への回答が必須。

2) 貴社サプライチェーン内のいずれかの製錬業者が、コバルトを紛争地域および高リスク地域から調達していますか? (OECDデュー・ディリジェンスガイダンスは、「Definitions」タブを参照)

紛争地域および高リスク地域: CAHRAs

(Conflict-Affected and High-Risk Areas)

Yes: CAHRAsから調達している場合。(Comments欄に具体的に記入)

No: CAHRAsから調達していない場合。

Unknown: CAHRAsから調達しているか不明な場合。

DRC or adjoining countries only: DRC及び周辺国からのみ調達している場合。

収集したCRT回答が多岐に亘る場合、 右表を参考に、コメント欄も活用して 貴社回答を作成下さい。

DRC+9: DRC or adjoining countries only

収集l	たCRT	の組合せん	貴社CRT回答		
Yes	No	Unknown	DRC+9	Answer	Comments
0	0	0	0	Yes	including DRC+9
0	0	0		Yes	
0	0		0	Yes	including DRC+9
0		0	0	Yes	including DRC+9
0	0			Yes	
0		0		Yes	
0			0	Yes	including DRC+9
	0	0		Unknown	
	0		0	DRC+9	
		0	0	DRC+9	including Unknown
	0	0	0	DRC+9	including Unknown



3) コバルトの100%がリサイクル又はスクラップ資源を由来としていますか?

Yes: 全て、リサイクル又はスクラップ資源を由来としている場合。

No: 一部でも、天然資源(採鉱された資源)を由来としている場合。

Unknown:全てがリサイクル又はスクラップ資源を由来としているか、不明の場合。

収集したCRTの回答全てが、「Yes」となっている場合、貴社の回答も「Yes」となる。 1 社でも「No」があれば、貴社の回答は「No」となる。

4) サプライチェーン調査に回答した関連するサプライヤーは 何パーセントですか?

調査対象サプライヤーからの回答受領率に従って、選択肢から選ぶ。

- 100% : 全サプライヤーから受領

- Greater than 90%: 90%超のサプライヤーから受領

- Greater than 75%: 75%超のサプライヤーから受領

- Greater than 50%: 50%超のサプライヤーから受領

- 50% or less : 50%以下のサプライヤーから受領

- None : サプライヤーからの受領なし

※ サプライヤーから受領したCRTの質問4の回答内容には無関係。

調査対象外となるサプライヤー:

- 設備、工具、消耗品など、調査対象外のモノのサプライヤー
- コバルトが含まれていないことが明らかになっている部品/材料のサプライヤー

留意点:回答受領率が100%になるまで、調査を継続する必要がある。

5) 貴社のサプライチェーンにコバルトを供給する全ての製錬 業者を特定しましたか?

Yes: サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定した場合。

No: サプライチェーン上の1ヶ所でも製錬業者を特定できていない場合。

Unknown:サプライチェーン上の全ての製錬業者を特定したかどうかが不明な場合。

下記4項目を全て網羅している場合のみ、「Yes」と回答できる。

- ・貴社が調査対象とする全ての会社からCRTを回収している (=自社の質問4)の回答が"100%"となる)
- ・回収した全てのCRTの質問4)の回答が"100%"と回答している
- ・回収した全てのCRTの質問5)の回答が"Yes"と回答している
- ・回収した全てのCRTの質問 6)の回答が"Yes"と回答しているなお、DDの結果で、製錬業者が全て特定された場合もある。

3. CRT記入要領 3.1 Declarationシート ®Co使用状況

6) 貴社は受領した該当する全ての製錬業者情報を、この申告で報告していますか?

Yes: 受領した製錬業者情報を、貴社が全て報告している場合。

No: 受領した製錬業者情報の一部でも、貴社が報告していない場合。

Unknown: 不明な場合。(この選択肢を選ぶことはない筈)

通常は、「Yes」回答かと思いますが、サプライヤーとの守秘義務などの理由で一部でも貴社が情報を報告できない場合は、「No」となる。

貴社のコバルト調達に関する方針・取組み等に関し、プルダウンから選び、回答ください。 全9問です。

问题	回答
A. 贵公司是否制定了可公开查阅的钴采购政策?(*)	
B. 贵公司的政策是否至少涵盖《经合组织 尽职调查指南》附录二《示范政策》中的所有风险以及童工问题的最恶劣形式? (*)	
C. 贵公司是否针对上述指明申报范围中的 钴实施了尽职调查措施? (*)	
D. 贵公司是否要求供应商按照《经合组织 尽职调查指南》针对钴供应链实施尽职调查? (*)	
E. 贵公司是否要求贵公司的直接供应商 从尽职调查实践经独立第三方审计计划验证过的冶炼厂采购钴? (*)	
F. 贵公司是否要求供应商的尽职调查实践 至少涵盖《经合组织尽职调查指南》附录二 《示范政策》中的所有风险以及童工问题的最恶劣形式?(*)	
G. 贵公司是否针对相关供应商进行钴 供应链调查?	
H. 贵公司是否会根据预期审核从供应商 处收到的尽职调查信息? (*)	
[I. 贡公司的审核流程是否包括纠错行可官理 ? (*)	

サプライヤーから受領したCRTの内容とは無関係。

- A. 公に利用可能なコバルトの調達方針を確立しましたか?
- B. 貴社の方針は、OECDデュー・ディリジェンスガイダンス・ ANNEX II モデル指針の全てのリスク、および最悪の形態の児童労働を最低限包含していますか?
- C. 上記の申告範囲において、コバルトのデュー・ディリジェンス 対策を実施しましたか?
- D. 貴社は、サプライヤーに対し、OECDデュー・ディリジェンス ガイダンスに沿ってコバルトサプラチェーンのデュー・ディリ ジェンスを実施することを要求していますか?
- E. 貴社は、貴社の直接サプライヤーに対して、第三者監査 プログラムの検証を受けた製錬業者からコバルトを調達す ることを要求していますか?
- F. 貴社はサプライヤーのデュー・ディリジェンス慣行が、OECD デュー・ディリジェンスガイダンスANNEX II モデル指針の全 てのリスクおよび最悪の形態の児童労働を最低限包含 することを要求していますか?
- G. 貴社は、貴社に関連のあるサプライヤーのコバルトサプライチェーン調査を実施していますか?
- H. サプライヤーからのデュー・ディリジェンス情報を貴社の期待 と照らして検証していますか?
- I. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか?

73/51

A. 公に利用可能なコバルトの調達方針を確立しましたか?

 Yes:
 確立している場合。

 No:
 確立していない場合。

B. 貴社の方針は、OECDデュー・ディリジェンスガイダンス・ ANNEX II モデル指針の全てのリスク、および最悪の形態の児童労働を最低限包含していますか?

Yes: 包含している場合。 No: 包含していない場合。

「最悪の形態の児童労働」に ついては、次ページ参照

「最悪の形態の児童労働」の定義

国際労働機関(ILO)「最悪の形態の児童労働条約 (第182号)」(1999年)より

https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238996/lang--ja/index.htm

- a. 児童(18歳未満)の人身売買、武力紛争への強制的徴集を含む 強制労働、債務奴隷などのあらゆる形態の奴隷労働またはそれ に類似した行為
- b. 売春、ポルノ製造、わいせつな演技のための児童の使用、斡旋、 提供
- c. 薬物の生産・取引など、不正な活動に児童を使用、斡旋または 提供すること
- d. 児童の健康、安全、道徳を害するおそれのある労働

C. 上記の申告範囲において、コバルトのデュー・ディリジェンス 対策を実施しましたか?

Yes: 対策を実施している場合。 No: 対策を実施していない場合。

D. 貴社は、サプライヤーに対し、OECDデュー・ディリジェンス ガイダンスに沿ってコバルトサプライチェーンの

デュー・ディリジェンスを実施することを要求していますか?

Yes: 実施を要求している場合。 No: 実施を要求していない場合。

E. 貴社は、貴社の直接サプライヤーに対して、第三者監査 プログラムの検証を受けた製錬業者からコバルトを調達する ことを要求していますか?

Yes: 要求している場合。 No: 要求していない場合。

F. 貴社はサプライヤーのデュー・ディリジェンス慣行が、OECD デュー・ディリジェンスガイダンスANNEX II モデル指針の全て のリスクおよび最悪の形態の児童労働を最低限包含することを要求していますか?

Yes: 要求している場合。 No: 要求していない場合。



G. 貴社は、貴社に関連のあるサプライヤーのコバルトサプライチェーン調査を実施していますか?

Yes, CRT: CRTフォーマットで調査を実施している場合。

Yes, Using Other Format (Describe):

他のフォーマットで調査を実施している場合。

備考欄に、そのフォーマットを記載ください。

No: 調査を実施していない場合。



H. サプライヤーからのデュー・ディリジェンス情報を貴社の期待と 照らして検証していますか?

Yes: 検証している場合。 No: 検証していない場合。

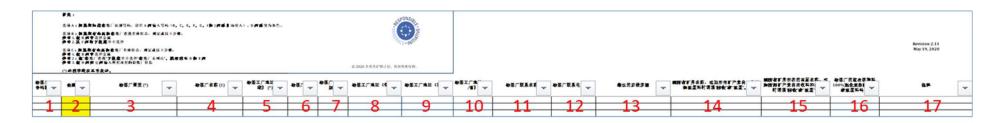
I. 貴社の検証プロセスには是正措置管理が含まれていますか?

Yes: 是正措置管理が含まれている場合。 No: 是正措置管理が含まれていない場合。

JEITA

3. CRT記入要領 3.2 Smelter Listシート -構成-

Smelter Listは、貴社のサプライチェーン上にある全製錬業者に関する情報を入力するシートで、17項目ある。



- 1. 製錬業者識別番号の入力列
- 2. 金属 (*)
- 3. Smelter Look-Up (製錬業者名検索) (*)
- 4. 製錬業者名(1)
- 5. 製錬業者所在地:国(*)
- 6. 製錬業者識別番号
- 7. 製錬業者識別番号の発行元
- 8. 製錬業者所在地:番地
- 9. 製錬業者所在地:市

- 10. 製錬施設所在地:州/県
- 11. 製錬業者連絡先担当者名
- 12. 製錬業者連絡先電子メール
- 13. 今後の対策案
- 14. 鉱山名又は「リサイクル」、「スクラップ」と記入
- 15. 鉱山の所在地(国)又は「リサイクル」、 「スクラップ」と記入
- 16. 製錬業者の原料はすべてリサイクル又は スクラップ資源を由来としていますか?
- 17. 備考

- (*):入力必須項目
- 3. Smelter Look-Up:製錬所の通称名等から、標準的製錬業者名

(Standard Smelter Name: SSN)を選び出す機能

3. CRT記入要領 3.2 Smelter Listシート -準備-

Smelter Listに記入する前、以下の準備をしてください。

- ✓ 受領した全CRTに記載のSmelterを全てリストアップ
- ✓ CID番号などで、重複を削除(名寄せ行為)
- ✓ CID番号が付与されていない非SSNが入っている場合、Webサイトなどにより、実際に稼働している製錬業者かどうかを確認(DD行為)
- ✓ 明らかに製錬業者ではない商社などを削除

下記のような場合、一時期SSNであった製錬業者が、非SSNとなるケースがある。

- ・製錬業者としての操業を停止
- 他の製錬業者との統合
- 製錬業者でないことが判明

Smelter Look-Upシートに記載のSSNは、CRT発行時の情報であり、 その後、RMIがSSNと認めCID番号を付与するケースあり(RMI HPで 確認可能)。

その場合でも、本CRT上は、「Smelter not listed」となる。



3. CRT記入要領 3.2 Smelter Listシート -記入要領-

① CID番号が既知の場合

A列にCID番号を入力すると、B, C, E, F, G, I, J列が自動入力されます。 A列にCID番号をコピー&ペーストすることをお勧めします。

А	В	С	D	Е	F	G	Н	1	J
	首先: 选项 A:如果您知道冶炼厂识别号码,请在 A 列输入号码(B、 C、 E、 F、 G、 I 和 J 列将自动填入)。D 列将变为灰色。 选项 B:如果您有金属和冶炼厂查找名称组合,则完成以下步骤: 步骤 1.在 B 列中选择全属 步骤 2.从 C 列的下拉菜单中选择							所有权利。	
冶炼厂识别号 码输入列	金属1(*)	冶炼厂查找 (*)	冶炼厂名称 (1)	冶炼工厂地址(国家) (*)	冶炼厂识别	冶炼厂出处识 别号	冶炼工厂地址(街道)	冶炼工厂地址(城市)	冶炼工厂地址(州/ 省)
CID003226	Cobalt	Umicore Finland Oy		FINLAND	CID003226	RMI		Kokkola	Central Ostrobothnia
1		•							

A列にCID番号入力 B, C, E, F, G, I, J列が自動入力される

JEITA

3. CRT記入要領 3.2 Smelter Listシート -記入要領-

② CID番号が不明の場合

B列でCobalt を選び、C列で該当製錬業者名を選択すると、E, F, G, I, J列が自動入力されます。

B列、C列にコピー&ペーストすることも可能ですが、C列の記載内容が、 Smelter Look-up シート内のSmelter Look-up列の内容と完全一致しない場合、SSN(CID番号が存在)であっても、E, F, G, I, J列には自動入力されません。

③ <u>C列に選択肢がない(SSNではないSmelter)</u>場合

B列でCobalt を選んだ上、C列では「Smelter not listed」を選び、D列に 製錬業者名、E列に製錬業者所在国名を記載下さい。ここまでが必須ですが、 H列~ P列も、可能な限り入力して下さい。

④ 特定できていないSmelterがある場合

B列でCobalt 選び、C列は「Smelter not yet identified」を選んで下さい。





3. CRT記入要領 3.3 Product Listシート -記入要領-

申告範囲又はクラス(Declaration Scope or Class)が、「B. Product (or List of Products)」の場合、対象となる製品リストの記載必須

在"申报"工作表上选择报告等级为"产品(或产品目录)"项时才必须完成此栏。							
制造商产品编号 (*)	Click here to return to Decla 制造商产品名称	aration tab 备注					
Revision Instructions Defir	itions Declaration Smelter List	Checker Product List Smelter Look-up (+)					

製造者の製品番号(必須):回答対象となる貴社製品の製品番号を記載

製造者の製品名: 貴社製品名称を記載

備考: 必要に応じて記載



3. CRT記入要領 3.4 Checkerシート

Declarationシート、Smelter Listシート、Product Listシートに記入後、記入内容に漏れがないかを、Checkerシートで確認下さい。

				3		
在技 Click here to return to Declaration tab 必填栏目	Click here to r	色提示内容前, 请确保所有必填栏 Breturn to Smelter List Beturn to Smelter List 是 供的答案	自己填写完成。 备注	待完成的必填栏目 22 信息源链接		
公司名称(*):	ABCDEFG	_	填写			
申报范围或种类 (*):	A. Company	記入完了→	填写			
范围接近:	2-		填写			
联系人姓名 (*):		記入漏れ→	在"申报"选项卡 D15 单元格中提供联系人姓名	Click here to enter Contact Name		
联系人电邮地址 (*);		_	在"申报"选项卡 D16 单元格中提供联系人有效的电子邮件地址	Click here to enter Email-Contact		
联系人电话 (*):	+81-3-1234-5678		填写			
Revision Instructions Defin	itions Declaration	on Smelter List Ch	ecker Product List Smelter Look-up (+)	: (
\bigcirc						

- ① Checkerシートを選択し、記入状況を確認する
- ② 緑のハイライトは記入完了、赤のハイライトは記入漏れ
- ③ "未記入の必須項目があります"の値が「0」になれば完成

JEITA

4. RMI ウェブサイト活用方法 -概要-

- ◆ RMI Home Page
 - http://www.responsiblemineralsinitiative.org/
- ◆ 下記等の情報を得ることが可能(2020/5/13時点)
 - ①CRT最新版ダウンロード方法
 - ②コバルト製錬業者リスト
 - a. 全リストダウンロード方法
 - b. コバルトのConformant Smelters または Active Smelters のダウンロード方法
 - ③FAQ(Frequently Asked Questions)

4. RMI ウェブサイト活用方法 -CRT-

RMI Home Page: http://www.responsiblemineralsinitiative.org/



4. RMI ウェブサイト活用方法 -コバルト製錬業者リスト-

②-a. コバルト製錬業者全リストダウンロード方法



(2)「Cobalt Reporting Template」 の頁にある「HERE」を押す。

Cobalt Reporting Template

The Cobalt Reporting Template is a free, standardized reporting template developed by the Recollect due diligence information in the cobalt supply chain. The template was formally launch feedback from the pilot phase into CRT version 1.0.

Download the Template

Download the latest version of the CRT (version 2.11) below.

Download CRT 0

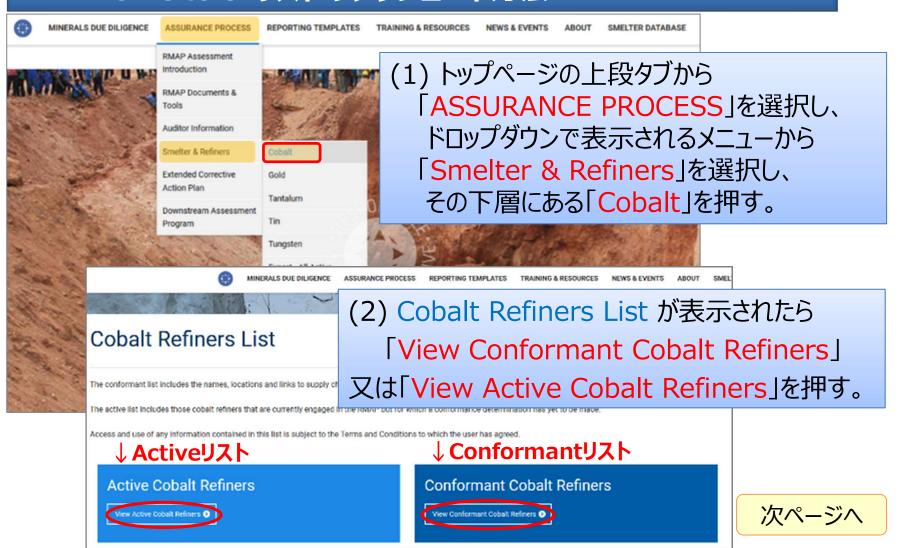
FOR A LIST OF CURRENTLY IDENTIFIED COBALT REFINERS, CLICK HERE

The cobalt refiner disposition process to review and add additional cobalt refiners is ongoing. Standard Smelter List, download and complete the Company Information Questionnaire (CHI (3) 製錬業者リストが表示されたら、 「Download Data lを押す。



4. RMI ウェブサイト活用方法 -コバルト製錬業者リスト-

②-b. コバルトの Conformant Smelters または Active Smelters リストのダウンロード方法

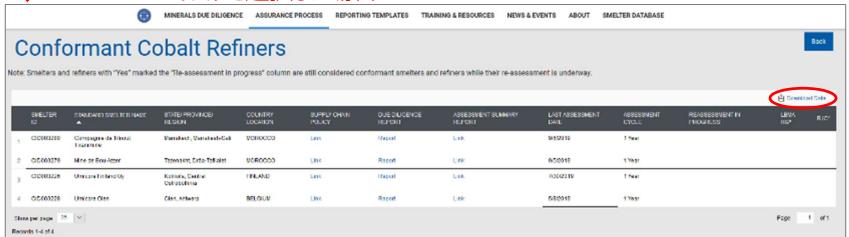




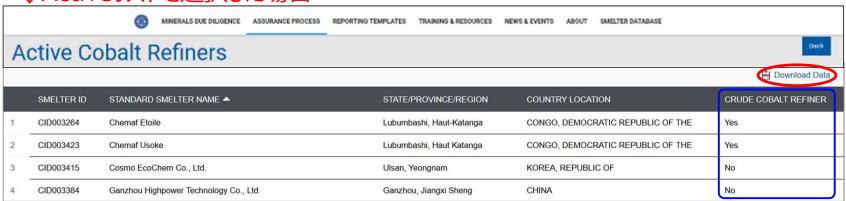
4. RMI ウェブサイト活用方法 -コバルト製錬業者リスト-

(3) 選択したRefinersリストが表示されたら「Download Data」を押す。

↓Conformantリストを選択した場合



↓Activeリストを選択した場合



2020/5/13時点、Active List にのみ、CRUDE COBALT REFINERの欄追加。 鉱山近くで一次製錬を行うRefinerであることを示している。

4. RMI ウェブサイト活用方法 -FAQ-

③ FAQ(Frequently Asked Questions)



Frequently Asked Questions

1. What is the Cobalt Reporting Template (CRT)?

The next version of the CRT is anticipated to be released in the Fall of 2020.

We welcome error reports, please contact us at RMI@Responsibleflusions org.

- The Cobalt Reporting Template (CRT) is a free, standardized reporting template created by the Responsible Business Alliance® (RBAR).
 chain regarding mineral country of origin and smelters and refiners being utilized. In doing so, it supports companies' exercise of due dili-Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas. The CRT also facilitates the Identification of smelten.
- The CRT was designed for downstream companies to gather and disclose information about their supply chains. RMI members collabor supply chain surveying process. Downstream companies include those companies from the end user up to but not including the smelter your company's name in the smelter list tab.
- . The CRT is limited to cobalt supply chains

2. Why is the CRT different from the CMRT?

. The CMRT follows the IPC-1755 Standard, which does not currently include cobalt or questions related to the cobalt supply chain

